大分県の最低賃金

特定(産業別)最低賃金

✓必ずチェック！

大分県最低賃金	効力発生年月日	1時間	792円
	令和2年10月1日		

最低賃金の件名	最低賃金 1時間	効力発生 年月日
鉄　鋼　業	951円	R2.12.25
非鉄金属製造業	911円	R2.12.25
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	835円	R2.12.25
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	878円	R2.12.25
自動車（新車）小売業	848円	R2.12.25
各種商品小売業	改正がありませんでしたので、令和2年10月1日から、大分県最低賃金792円が適用されます。	

適用範囲

次に掲げる適用除外者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、大分県最低賃金が適用されます。

適用除外者
1. 18歳未満又は65歳以上の者
2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
3. 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
4. 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の
   ① 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
   ② 手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

最低賃金に関する問い合わせ先

大分労働局 労働基準部 賃金室	TEL：097－536－3215
大分労働基準監督署	TEL：097－535－1512
中津労働基準監督署	TEL：0979－22－2720
佐伯労働基準監督署	TEL：0972－22－3421
日田労働基準監督署	TEL：0973－22－6191
豊後大野労働基準監督署	TEL：0974－22－0153

お問い合わせは
⇐ こちら

大分労働局　https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku